

神崎市公告第39号

市有財産売払入札公告

下記について、一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神崎市財務規則（平成18年神崎市規則第42号）第88条の規定により公告します。

令和7年7月14日

神崎市長 實松 尊徳

記

1 売払物件の表示

物件名：市営住宅本堀団地跡地

区分	所在地	地目	地積
土地	佐賀県神崎市神崎町本堀字村下2607番2	宅地	3,082.50 m ²

※詳細については、物件調書（別紙）をご覧ください。

2 予定価格 55,800,000円

3 利用条件

当該売払物件の利用条件を次のとおり指定します。

- (1) 戸建て住宅用地として宅地造成後に分譲販売を行ってください。（建売住宅販売も可とします。）
- (2) 売買契約締結後2年以内に宅地造成に着手してください。

4 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できません。

また、入札参加資格確認のため、申請者が暴力団関係者ではないことを神崎警察署に照会する場合がありますので、ご承知ください。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定いずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及び個人または法人の役員等が同法第2条第1項第6号に規定する暴力団員。また、個人または法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (6) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 前記(3)から(9)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

5 入札参加の申込み等

- (1) 受付期間 令和7年7月14日（月）から令和7年8月12日（火）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、
午前8時30分から午後5時15分まで）
※郵送の場合は令和7年8月12日（火）必着
- (2) 提出先 〒842-8601 神崎市神埼町神埼鶴 3542 番地 1
神崎市 総務企画部 財政課 行政マネジメント係（市役所3階）
- (3) 提出方法 直接持参または郵送。（ただし、郵送による場合においては、簡易書留又は一般書留に限る。）

6 提出書類（入札参加申込みに必要な書類）

- ① 入札参加申込書（様式1）
- ② 役員一覧（様式2）※法人のみ
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 身分証明書等（個人：身分（身元）証明書）
（法人：登記事項証明書 ※現在事項全部証明書）

※②～④について共同参加者がいる場合は、参加者ごとに作成及び提出をしてください。

7 入札の日時、場所

- (1) 日時 令和7年9月10日（水） 午後2時から（時間厳守）
※ 入札時刻に遅れた場合は、失格となります。
- (2) 場所 神崎市役所 2階共用会議室

8 入札参加資格確認通知

入札参加資格の有無については、入札参加資格確認通知書により通知します。

9 入札保証金

- (1) 入札参加者は入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額を入札日前日までに納入してください。

なお、会計課窓口納入の場合は、入札保証金預り証（様式4）を持参してください。その他口座振込等による場合は、行政マネジメント係にご連絡ください。

- (2) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後に会計管理者が発行した入札保証金預り証（様式4）と引き換えに返還します。入札保証金返還請求書（様式5）と併せて会計課に提出してください。
- (3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。返還を希望する場合は、契約締結後に会計管理者が発行した入札保証金預り証（様式4）と引き換えに返還します。入札保証金返還請求書（様式5）と併せて会計課に提出してください。ただし、落札決定通知を受けた日から5日以内に契約を締結しないときは、入札保証金の返還は行いません。
- (4) 返還する入札保証金には、利息を付しません。

10 入札に必要な書類

- (1) 入札保証金預り証（様式4）
- (2) 入札保証金返還請求書（様式5）
- (3) 入札書（様式6）
- (4) 委任状（様式7）

※ 入札参加申請者の代理人が入札に参加する場合のみ提出してください。

11 入札要領

- (1) 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参してください。なお、代理人で委任状を提出しない方は、入札に参加することができません。
- (2) 入札書は、所定の様式（様式6）を使用し、入札参加者又は代理人が自ら金額を記入し、記名、押印のうえ提出してください。
- (3) 事由のいかんにかかわらず、提出済の入札書の書き換え、変更又は取り消しを行うことはできません。
- (4) 入札保証金を納入しない者、または出欠の確認のときに入札場所にいない者は、入札に参加することができません。

12 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書に金額、記名押印のない入札又は記載事項の確認ができない入札

- (3) 入札保証金の納入がない者又は入札保証金の納入額が不足する者がした入札
- (4) 同一人がした2以上の入札
- (5) 代理人で委任状の提出をしない者がした入札
- (6) その他、入札に際し不正行為を行った者がした入札

1.3 入札中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。なお、入札を中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、本市は補償の責めを負いません。

- (1) 入札者及びこれに関係する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 入札の実施が困難な特別の事情が生じたとき。

1.4 開札

- (1) 開札は、入札後直ちに行います。
- (2) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。
- (3) 開札の結果、本市が定める予定価格以上に達する入札のないときは、直ちに再入札を行います。

再入札を行ってもなおその予定価格に達しない場合は、入札を中止することがありますが、この場合異議を申し立てることはできません。

1.5 落札者の決定

- (1) 本市が定める予定価格を超える最高価格の入札者をもって、落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同一価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。

1.6 売買契約の締結

- (1) 落札決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日を除く）に契約を締結するものとし、契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担となります。
- (2) 契約保証金の納入を確認した後、売買契約を締結します。契約を締結されない場合は、その落札は失効します。

1.7 契約条件について

(1) 転売等の禁止

買受人は、前記3に定める利用条件を履行せずに、当該売払物件を第三者に転売又は転貸することはできません。

(2) 実地調査等

- ① 市は、前記3及び上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができます。

- ② 買受人は、正当な理由なく上記（２）①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはいけません。

1.8 契約保証金

- (1) 落札者は契約保証金として、落札決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日を除く）に落札金額の100分の10以上の額を納入してください。
なお、会計課窓口納入の場合は、契約保証金預り証（様式8）を持参してください。その他口座振込等による場合は、行政マネジメント係にご連絡ください。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (3) 納入された契約保証金は、売買代金の納入を確認した後に会計管理者が発行した契約保証金預り証（様式8）と引き換えに返還します。契約保証金返還請求書（様式9）と併せて会計課に提出してください。
ただし、落札者が売買代金を期限内に納入しないとき又は契約条項に違反したときは、契約保証金の返還は行いません。
- (4) 返還する契約保証金には、利息を付しません。

1.9 売買代金の納入及び所有権の移転

- (1) 落札者は、契約締結後30日以内に売買代金を一括して納入してください。
所有権移転の登記は、売買代金の納入後、本市が行いますが、登録免許税及びその他契約に係る費用はすべて落札者の負担となります。
- (2) 売払物件の引渡しは、(1)の代金納入後、現状のまま引渡します。

2.0 その他の注意事項

次の事項を了承のうえ、入札に参加してください。

- (1) 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (2) 土地は、現状有姿での売払いとし、越境物、建物、工作物（フェンス、擁壁、樹木、街灯など）を含めた引渡しとなります。
買受人は、売払物件に含まれる建物、工作物及び建物附帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、必要となる修繕や整備、移転、撤去、安全性の確保については、自らの負担と責任において行ってください。
- (3) 必ず現地及び関係規制等を確認してください。また、本市ホームページに掲載しているハザードマップも併せて確認してください。

2.1 問い合わせ先

この公告に関して質問がある場合は、下記までお問い合わせください。

〒842-8601 神崎市神埼町鶴 3542 番地 1

神崎市 総務企画部 財政課 行政マネジメント係

電話 0952-37-0101